

法 務 大 臣 殿  
出入国在留管理庁 長官 殿  
福岡出入国在留管理局長 殿

2021年3月

### 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター内

共同代表 井上幸雄（福岡市:アジアに生きる会・ふくおか）

岩本光弘（北九州市:外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州）

コース・マルセル（福岡市:美野島司牧センター）

中島眞一郎（熊本市:コムスタカ-外国人と共に生きる会）

貴局（福岡出入国在留管理局、以下「福岡入管」という）におかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第23回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に「全国」と明記されているときは法務省の全国統計数値を、それ以外は、福岡出入国在留管理局管内（以下「福岡局管内」という）の統計数値をご回答ください。

## 意見交換会における質問と回答

### I 技能実習生等の妊娠・出産について

#### 1 技能実習生間の妊娠・出産の場合の在留資格の取り扱いについて

①日本で技能実習生同士の間にも子どもが生まれた場合の子どもの在留資格の取り扱い及び母親の産休や育児休業期間中の在留資格の取り扱いで、「特定活動」の在留資格が付与された件数は、2019年及び2020年中にそれぞれ何件ありましたか。

『昨年の回答』

入管法上、「技能」や「技術・人文知識・国際業務」等のいわゆる就労資格の外国人の扶養を受ける配偶者、子に対して、「家族滞在」という独立した在留資格を付与しているが、他方で在留期間に上限があり、当該在留期間経過後は基本的に帰国することとなる「技能実習」や「研修」、長期の滞在が想定されていない短期滞在の在留資格で滞在する者の家族は、「家族滞在」の対象から除外されている。仮に技能実習生が我が国で子を出産し、当該本邦出生児が本邦で親である技能実習生の扶養を受けて滞在しなければならない特別な事情がある場合、受入れ機関における当該技能実習生の受入れ継続の状況等の個々の事情に鑑み、在留資格「特定活動」を付与することも踏まえて検討することになる。また技能実習生の出産や育児に伴う休暇、休業期間中の在留資格の取り扱いについては、在留期間更新許可申請時等において、休業等の期間であるとか在留状況に鑑み、事案毎に個別に判断し

ているが、育児休業等を取得していることのみを以て一律に在留期間の更新を認めないと言う取り扱いは行っていない。

『今年のお答』

ご質問の内容は、技能実習生間で妊娠・出産した場合で、母親たる技能実習生について、産休や育児休業を理由とする「特定活動」への在留資格変更許可件数及びその出生子について、技能実習生の両親の扶養を受けるための「特定活動」の在留資格取得許可件数であると理解しているところ、当局では「特定活動」の目的別の在留資格変更許可件数及び在留資格取得許可件数に係る統計は作成しておらず、回答することは困難です。

②技能実習生が出産のため技能実習を中断して帰国し、出産後再度入国し技能実習計画上の残りの技能実習期間において実習を再開するとして、入管当局に対して在留資格認定証明書交付申請が行われた申請件数と許可件数につき、2019年及び2020年中全国及び福岡局管内で何件ありましたか。

『去年のお答』

一般論として、技能実習生が出産のために帰国し技能実習を中断する場合、出産後再度入国し技能実習計画上の残りの技能実習期間において実習を再開することは可能。改めて本邦で残りの期間の技能実習を再開する場合には、原則として帰国前に技能実習実施困難時届出書を提出した上で、再開時期に合わせて外国人技能実習機構から新たな技能実習計画の認定を受け、当局に対して在留資格認定証明書交付申請を行う必要がある。

『今年のお答』

当局においては、ご質問の内容に係る統計は作成しておらず、回答することは困難です。

## 2 妊娠・出産の事実を誰にも相談できない技能実習生について

2019年3月11日の通知以降も、解雇や帰国させられることを恐れて、妊娠したことを誰にも相談できず、日本で出産などし、刑事責任を問われる事案が相次いでいます。この背景には、技能実習生の妊娠が明らかになると、監理団体や実習実施者が、中絶させたり、強制帰国させたり、自己都合を装って帰国をさせるケースが後を絶たないことがあります。技能実習生が妊娠や出産しても、日本人と同様に日本の労働関係法令で保護されることの周知徹底や技能実習生の保護や刑事事件とならないために、以下のアからオについて、貴局の施策についてご回答ください。

ア 技能実習生への周知徹底について

イ 監理団体や実習実施者への周知徹底について

ウ 妊娠したことで解雇や帰国させようとする監理団体や実習実施者への処分について

エ 技能実習生の途中帰国者に対して、空港など帰国時に、妊娠による強制帰国の有無の確認や保護について

オ その他の施策について

『今年のお答』

ア 技能実習生が新規入国する際には、空海港で外国人技能実習機構が作成している技能実習生手帳を配布しており、この手帳の項番 12（2021 年 1 月第 5 版現在）に「技能実習中に結婚・妊娠・出産などした場合」で妊娠・出産した場合に認められる主な権利などを案内しています。

なお、技能実習生手帳は、2021 年 1 月現在 9 か国語（中国・ベトナム語・タガログ語・インドネシア語・タイ語・カンボジア語・ミャンマー語・モンゴル語・英語）で作成されており、同月、項番 12 の記載内容を充実させたものに改訂されています。

イ 監理団体や実習実施者へは、平成 31 年 3 月 11 日付けで、当庁（当時は局）、厚生労働省（海外人材育成担当参事官室）及び外国人技能実習機構の連名で、「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いについて（注意喚起）」の通知を外国人技能実習機構 HP に掲載して周知しています。また、本年 2 月 16 日付けで、同じく連名で、妊娠等した技能実習生への対応についてさらに具体的内容を追加した「妊娠等を理由とする技能実習生の不利益取扱いの禁止の徹底及び妊娠等した技能実習生への対応について（注意喚起とお願い）」の通知を外国人技能実習機構 HP に掲載し、周知徹底を図っています。

ウ 機構の実地検査の結果、妊娠したことで技能実習生を解雇や帰国させたなどの法令違反のおそれを把握した場合は、関係機関とともに実習実施者等に対し必要な指導を行うこととしており、事案に応じて、技能実習計画の認定取消しや、監理団体許可の取消しの対象となり、これらの行政処分等を受けた場合には欠格事由に該当することとなるため、行政処分を受けて 5 年間は新規の技能実習生の受入れや監理事業を行うことはできなくなります。

エ 技能実習生の途中帰国者に対しては、空海港で出国する際に、入国審査官が書面を用いて「出国の意思確認」を行い、その意に反して帰国させられようとしていないかについて確認しているところ、出国意思の確認に当たっては、入国審査官が、監理団体等の関係者の立会いのないところで、直接、技能実習生本人に対して、当該技能実習生の母国語で作成した「意思確認票」を用いながら、帰国するに至った経緯等も含めた詳細について、その心身の状況やプライバシーに十分に配慮しつつ、丁寧かつ慎重に手続を実施しているところであり、これにより、出国間際の最終的な局面でも技能実習生の強制帰国を防止する手立てとしています。強制帰国の疑いがある場合で、当該技能実習生が出国を望まない場合には、当局は出国確認を行わないこととしています。また、当該技能実習生の所属する監理団体や実習実施者に対して当該技能実習生に対して適切な対応を取るよう指導するとともに、外国人技能実習機構へ情報提供しています。

オ その他、在留審査等において、妊娠・出産等の事実が明らかになった技能実習生については、監理団体や実習実施者に当該技能実習生に対して適切な対応を取るよう指導しています。

## Ⅱ 入管業務について

1 日本語学校留学生（「告示日本語教育機関」所属の在留資格「留学」の学生）について  
①2019年及び2020年中の福岡局管内の日本語教育機関にかかる在留資格認定明書の交付件数と不交付件数、交付件数の多い上位5ヶ国、そして日本語教育機関から報告を受けた2019年12月末現在の在籍者数を教えてください。

『昨年の回答』

\*2018年約5,900件、2019年約5,700件。

\*交付上位5ヶ国

2018年 ベトナム2,400件、ネパール1,600件、中国1,000件、台湾130件、スリランカ100件（いずれも概数）

2019年 ネパール2,600件、ベトナム1,300件、中国1,000件、台湾120件、韓国110件（いずれも概数）

\*日本語教育機関から報告を受けた2019年12月現在の在籍者数 約9,900名

\*不交付件数は統計がない。

『今年の回答』

鹿児島出張所及び那覇支局管内を除く。

\*2019年約5,700件、2020年約3,400件。

\*交付上位5ヶ国

2019年 ネパール2,600件、ベトナム1,300件、中国1,000件、台湾120件、韓国110件（いずれも概数）

2020年 ベトナム1,600件、中国800件、ネパール400件、インド110件、台湾100件（いずれも概数）

\*日本語教育機関から報告を受けた2020年12月末現在の在籍者数 約5,300名

\*不交付件数は統計がない。

\*件数については、十の位以下を四捨五入したものです。

\*2020年12月末現在の在籍者数は、2021年4月期生の在留資格認定証明書交付申請時に各日本語教育機関から報告を受けたものであり、同申請を行っていない教育機関の在籍者数は含みません。

②未だに日本語学校留学生の過酷労働、失踪、学業未了等の問題が報道されています。2019年及び2020年中に福岡局管内の留学の在留資格者で、在留資格の取消がなされた件数、入管法違反で退去強制された人数を教えてください。

『昨年の回答』

\*官署別に各在留資格の取り消し件数は公表していない。

\*退去強制手続き 2018年40名、2019年31名

『今年の回答』

\*官署別に各在留資格の取り消し件数は公表していない。

\*退去強制手続き 2019年31名、2020年14名

③2019年3月の当会の質問に対して、「留学」の在留資格更新許可申請において、資格外活動許可（週28時間以内等）の許可条件違反の事実が確認された場合、「現在、資格外活動違反事実のみで直ちに更新不許可処分とする取り扱いを行っていない。」と回答されていますが、この取扱いは現在も変わりませんか。また1回目で不許可とされるのはどのような場合ですか。

『今年のお答』

資格外活動違反が確認された場合、原則としては、申請人に対して改善指導をするなどして対応していますが、資格外活動違反の程度や申請人の在留状況などによっては、それらを総合的に判断した上で不許可処分とすることがあります。

④日本語学校や専門学校等が、学生を退学処分にした後、強制帰国させる事例が未だに散見されます。昨年の回答で「仮に同行為が確認された場合、事案の悪質性等、諸般の事情を考慮し留学生の受け入れを引き続き認めておくことが適当でないと思えられる場合は、告示から抹消する等必要な措置を講じる」とありましたが、告示から抹消される措置が取られた日本語学校は、2019年及び2020年に何校ありましたか。また専門学校に対しては、どのような措置をされましたか。

『昨年の回答』

現状において当局管内では確認していないが、合理的な理由なく生徒の意に反して除籍、退学、帰国等させる行為は、日本語教育機関の告示基準第2条1項8号「生徒に対し人権侵害行為を行い、または法令違反行為をそそのかし、もしくは助けていたとき」に該当する。同行為を行った日本語教育機関は告示抹消の対象となることから、仮に同行為が確認された場合、事案の悪質性等、諸般の事情を考慮し留学生の受け入れを引き続き認めておくことが適当でないと思えられる場合は、告示から抹消する等必要な措置を講じる。

『今年のお答』

日本語教育機関の告示からの抹消については、該当はありません。また、専門学校については、一般論としては、確認や調査を行った上で、必要に応じて指導等の対応を実施しておりますが、個別事例については、対応の有無を含め、回答を差し控えさせていただきます。

## 2 人身売買の被害者の保護について

人身取引（トラフィッキング）対策に関して、2004年に日本政府として人身売買行動計画（2009年改定・2014年改定）を策定し、法務省出入国在留管理庁を含む政府として取り組

んでいます。福岡入管では人身売買の取り締まりや被害者の救済や保護をどのように行われてきたか質問をします。

①2019年及び2020年中に人身売買被害者として保護された外国人は、全国および福岡局管内でそれぞれ何名か、国籍別、在留資格別に教えてください。

『昨年の回答』

\*2018年全国9名（フィリピン5名、タイ4名）、うち福岡局管内は0名。

在留資格を有していた4名の在留資格の内訳は、日本人の配偶者等2名、興行2名

\*2019年は集計中。例年3月頃に法務省ホームページで公表する。福岡局管内は0名。

『今年の回答』

\*2019年全国12名（全員フィリピン人女性）、うち福岡局区内は0名。

同被害者の在留資格は、興行6名、日本人の配偶者等1名、残りは不法残留中。

詳しくは以下の公表資料を参照

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri08\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri08_00003.html)

\*2020年は集計中。例年3月頃に入管庁ホームページで公表する。福岡局管内は0名。

②2019年及び2020年中に保護された人身売買被害者のうち、在留特別許可により在留資格を得られた人数と、国籍別、在留資格の内訳を福岡局管内について教えてください。

『昨年の回答』

\*2018年に人身取引被害者として保護された、全国の9名のうち出入国管理及び難民認定法違反で不法残留となっていた5名（タイ4名、フィリピン1名）を在留特別許可した。

\*2019年は集計中。例年3月頃に法務省ホームページで公表予定。

『今年の回答』

①でお伝えしたとおり、福岡局管内で保護した人身取引被害者数については、2019年及び2020年ともに0名です。

③2019年及び2020年中に労働搾取の観点から、人身取引被害者の疑いで調査したものは何件ありますか。認定したものは何件ありますか。あれば、その中に技能実習生は含まれましたか。全国および福岡局管内について教えてください。

『昨年の回答』

\*2018年人身取引被害者として認定し保護した外国人のうち、労働搾取として保護したのは1名。その中に技能実習生は含まれない。

\*2019年の全国統計は集計中。

『今年の回答』

\*2019年人身取引被害者として認定し保護した外国人のうち、労働搾取の被害を受けていた者は、0名。

\*2020年の全国統計は集計中。

### 3 DV 被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

①2019 年及び 2020 年中の福岡局管内で、DV 事案の認知件数の総数・性別・国籍・内容とその内訳（期間更新等、退去強制手続、相談のみ）を教えてください。

『昨年の回答』

\*2018 年 6 件（フィリピン 4 件、タイ 1 件、中国人 1 件）。内容は配偶者からの暴力、配偶者からの暴力に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動。認知状況は、在留審査等手続 5 件、相談 1 件。性別は女性のみ。

\*2019 年 5 件（フィリピン 3 件、アフガニスタン 1 件、中国 1 件）。内容は配偶者からの暴力、配偶者からの暴力に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動。認知状況は、在留審査等手続 2 件、相談 2 件、退去強制に関する手続で判明したもの 1 件。性別は女性のみ。

『今年の実答』

\*2019 年 5 件（全員女性）

国籍：フィリピン 3 件、アフガニスタン 1 件、中国 1 件

内容：配偶者からの暴力、配偶者からの暴力に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動。

認知状況：在留審査等手続 2 件、相談 2 件、退去強制手続 1 件。

\*2020 年 11 件（全員女性）※速報値

国籍：フィリピン 8 件、ポーランド 1 件、中国 1 件、台湾 1 件

内容：配偶者からの暴力、配偶者からの暴力に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動。

認知状況：在留審査等手続 8 件、相談 2 件、その他 1 件

②「家族滞在」の在留資格者が、その外国人配偶者から DV を受けた場合に、入管としてこの被害者に対してどのような配慮をしますか。

『今年の実答』

出入国在留管理庁では、DV により別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や、DV を要因として在留資格の変更が必要になった被害者からの在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上、許可するなど人道上適切に対応しています。さらに、DV に起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、在留を特別に許可するなどの人道的な措置を講じています。

### 4 ハーグ条約について

2014 年 4 月発効のハーグ条約により、一方の親権者からの同意書を持たずに子どもを国外へ連れ出す親がいた場合、また子どもと一方の親のみが日本に入国する場合、ともに入管当局が出入国に「制限をかけたことはない」と、2019 年 3 月の当意見交換会で貴局は回答

しています。従来の方針に変化はありませんか。

『一昨年の回答』

一方の親のみが子連れで海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては、法令上子と同伴しない親の同意がないことをもって、出国を制限する規定はないため、当局から出国に制限をかけたことはない。条約発効後において当局の取り扱いに変化はない。入国する場合にも制限はない。

『今年のお答』

入管法上、子に同伴しない一方の親権者の同意がないことのみをもって出入国を制限する規定はないため、当局が出入国に関し何らかの制限を行ったことはなく、当局の方針に変更はありません。

## 5 セクシュアルマイノリティについて

①性自認やジェンダー表現と法律上の性別が一致しないトランスジェンダーの外国人を入管が収容する場合について、昨年貴局は「単独で収容する等、被収容者の状況や意向に応じて可能な範囲で柔軟に対応する。」と回答しています。以下の「トランスジェンダーであること」を理由に、入管の収容施設内で隔離収容され、自由時間も大幅に減らされていたフィリピン人のパットさん（28）の事例

<https://www.buzzfeed.com/jp/sumirekotomita/karihomen> もあり、単独収容が必ずしも望ましくないことは明らかです。福岡入管では性自認やジェンダー表現と法律上の性別が一致しないトランスジェンダーを収容した事例はありますか。その際、どのような配慮をしているかを教えてください。また、収容事例がない場合は、どのような配慮をすることになっているかを教えてください。

『昨年のお答』

トランスジェンダーと思われる人を収容した場合には単独で収容する等、被収容者の状況や意向に応じて可能な範囲で柔軟に対応する。

『今年のお答』

当局で収容事例はありません。セクシャルマイノリティ（性的少数者）と思われる者を収容した場合には、単独で収容するなど、被収容者の状況や意向に応じて、可能な範囲で柔軟に対応することとしています。

②外国で合法的に結婚した日本人と同性の外国人配偶者の在留資格について、河野太郎外務大臣（当時）は以下のように答弁しています。その後の検討状況を教えてください。

※第197回国会 参議院 外交防衛委員会 平成30年11月20日

河野太郎外務大臣「同性婚のパートナーが日本人だと入ってこられないというのは、これはもう明らかにおかしな話でございますので、これはもう既に外務省の方から法務省の方



に問題提起をいたしまして、今政府内でこれを是正すべく前向きに検討をしているところでございますので、しっかり対応できるように努力してまいりたいと思っております。」

『昨年の回答』

在留特別許可の可否の判断については、個々の事案ごとに在留を希望する理由、素行、人道的な配慮の必要性等を総合的に勘案して行う。入管法上の配偶者としての地位を前提とした在留資格が認められるためには、それぞれの国籍国において法的に夫婦関係にあり、且つ我が国においても法律上も実施上も配偶者として扱われるものであることが必要だと考えており、我が国において同性婚は認められていないため、日本人と同性婚の関係にある外国人は入管法上の配偶者には含まれない。在留特別許可も、このような入管法上の配偶者の考え方を前提として行っており、同性の者との関係を婚姻と同様に評価するという考え方を取っていない。

『今年への回答』

入管法上の「配偶者」としての地位を前提とする在留資格が認められるためには、それぞれの国籍国において法的に夫婦関係にあり、かつ、我が国においても、法律上の配偶者として扱われるような者であることが必要です。我が国においては同性婚が認められないことから、同性婚の配偶者は、入管法上の「配偶者」には含まれません。

同性婚の当事者がいずれも外国人である場合については、その双方の本国で有効に婚姻が成立しているときは、本国と同様に我が国においても安定的に生活できるようにとの配慮から「特定活動」の在留資格をもって入国・在留を認めています。

他方で、当事者の一方が日本人の場合、我が国においては、同性婚が認められていないことから、相手方の本国において同性婚が認められていたとしても、我が国において公的な手続を何らとることなく関係を解消できることから、身分関係の明確性・確実性が十分とは言えず、在留資格を認めておりません。

同性パートナーに係る在留資格の今後の在り方については、今述べたような課題への対応を含め、慎重に検討しているところです。

## 6 就職できない外国籍の子どもについて

①外国籍の子どもで、就労可能な年齢となっても、日本の小一中一高校等の学校を卒業していないために他の在留資格への変更ができない「家族滞在」の在留資格者は、アルバイトしか認められず就職できない状態のままになっています。これらの子どもに、就職が可能となる在留資格を付与することはできませんか。

『今年への回答』

「家族滞在」の在留資格をもって在留している者が、我が国の義務教育を経て高等学校卒業後、本邦において資格外活動許可の範囲を超えて就労しようとする場合については、我が国社会との強い結びつきを有しており、引き続き我が国において安定した社会生活を営

むための素養等も十分備わっていると考えられることから、その在留歴も踏まえて定着性のあるものと判断し、その余の在留状況に特段の問題がないときは、「定住者」又は「特定活動」の在留資格による在留を認める取扱いをしております。

取扱いに係る詳細は、以下の公表資料により確認願います。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930003573.pdf>

他方で、本邦の高等学校を卒業していない者については、我が国社会との一定の結びつきは有しているものの、引き続き我が国において社会生活を営むための素養等が十分に備わっているとまでは評価できないことから、そのような者に対してまでも、同一に対象とすることは考えておりません。

②外国人親のみが、「技能」「技術、人文知識、国際業務」等活動に基づく在留資格から、永住許可を取得し、「家族滞在」の子どもが、同時に永住許可が申請しなかったり、不許可となった場合に、永住者には家族帯同が認められていないため、「家族滞在」の在留資格の期間更新が認められず、かつ日本の小一中一高校等の学校を卒業していないで、成人になっているものは、「定住者」への在留資格の変更も認められません。そのため、外国籍の子どもだけ帰国を余儀なくされるケースがあります。これらの子どもを救済できる在留資格を付与することはできませんか。

『今年のお答』

扶養者のみが永住許可となった場合、当該子は、在留資格を変更する必要がありますが、個々の事情や経緯等を考慮して判断することとなります。

#### 7 「配偶者等」の在留資格の取消しなどについて

「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わない」と入管からみなされた場合や、90日以上の住所届出義務違反および虚偽の届出違反により在留資格が取消されます。福岡局管内で、2019年及び2020年中に、入管難民認定法第19条の19事実調査権に基づいて調査された件数及び取消の通知がなされた外国人配偶者は何名いますか。また、住所に関する届出義務違反や虚偽の届出違反で、事実調査権に基づいて調査された件数、在留資格を取り消されたのは何名ですか。

『去年のお答』

\* 事実の調査の数は公表していない。

\* 在留資格取消（入管法22条の4第1項7） 2018年 1件 2019年集計中

\* 在留資格取消（入管法22条の4第1項8～10） 2018年 0件

（入管法22条の6及び9の双方に該当するもの）2018年 8件

『今年のお答』

\* 事実の調査に係る件数は公表していない。

- \*在留資格取消（入管法 22 条の 4 第 1 項 7 号） 2019 年 2 件 2020 年集計中
- \*在留資格取消（住居地未届け又は虚偽の住居地届による法 22 条の 4 第 1 項 8～10 号）  
2019 年 0 件

在留資格取消件数については、以下の公表資料を確認願います。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031961946&fileKind=0>

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri10\\_00004.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri10_00004.html)

8 永住許可に関するガイドライン（令和元年 5 月 31 日改定、以下「改定ガイドライン」）  
について

①改定ガイドラインでも最長期間の在留期間を有することという条件があり、注記で当面在留期間「3 年」を最長期間の在留期間とみなすとされていますが、この扱いは今後変わりませんか。

『昨年の回答』

今回のガイドライン改定においても、当面在留期間 3 年を有する場合は、最長の在留期間をもって在留している者として取り扱うとしているが、今後の取り扱いは運用状況を踏まえて判断されることになっている。

『今年への回答』

ガイドラインに記載しているとおり、当面の取扱いです。

②永住許可の要件について、例えば福岡県在住の単身の申請者は、最低どのぐらいの年収を求められますか。「年収は、原則 300 万円以上が必要」という要件は事実でしょうか。

『昨年の回答』

永住許可申請において、具体的な年収の要件は設けていない。

『今年への回答』

永住許可申請において、具体的な年収の要件は設けていませんが、現在及び将来において安定した生活を営むに足りる資産又は技能を確認することとしています。

③永住許可申請において、過去 2 年間の公的年金保険料や公的医療保険料の納付状況を明らかにする資料の提出が求められています。それ以前の公的年金保険料や公的医療保険料の未払いがある場合や適正な時期に支払っていない場合、永住許可申請は不許可になりますか。

『昨年の回答』

提出が困難な人はその理由を記載した理由書を提出してもらい審査を行う。

『今年への回答』

確認対象期間外の未納など公的義務の不履行が認められた場合等には、その態様、その他

在留状況を踏まえ、総合的に判断いたします。

Ⅲ 2019年改定入管法について（「特定技能」「登録支援機関」「共生政策」等）について

1 「特定技能」の在留資格について

①2020年12月末現在の、全国及び福岡局管内の14業種の職種別人数を教えてください。また、14業種の職種別人数のうち技能実習の在留資格から移行したのはそれぞれ何人ですか。

『昨年の回答』

2019年12月末の特定技能1号 1,621名 うち福岡局管内 196名

\*分野別と技能実習から移行した数は別紙のとおり

『今年の回答』

2020年12月末の特定技能1号 15,663名 うち福岡局管内（沖縄を除く）1,892名

特定技能在留外国人数については、四半期毎に速報値で公表されていますので、特定産業分野別の都道府県毎の人数については以下の公表資料の第2表、技能実習ルート別（※）の人数については以下の公表資料の第8表を参照願います。

[http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

※第8表の「技能実習ルート」とは、技能実習2号を修了したことにより技能試験等が免除された特定技能1号在留外国人の総数であり、在留資格認定証明書の交付を受け新規入国した者を含みます。ただし、技能実習2号を修了した者であっても、別分野での特定技能を目的として技能試験に合格した場合には、「試験ルート」に計上されます。

②2020年9月末時点で8,769人と目標に届いていないのはどのような理由によるかと考えられますか。

『昨年の回答』

要因としては、試験が実施されていない分野や国があったこと、送出しを予定している国の中には送出し手続きを整備中の国があること、制度が複雑で申請手続きがわかりづらい等の声があげられていると承知している。出入国在留管理庁としては、関係省庁と共に試験実施国の拡大を推進したり、送出し国に対する送出し手続きの整備に向けた働きかけの実施、更なる説明会の実施、法務省ホームページ内の申請手続案内をはじめとする掲載情報の改善、充実等を行い、制度のきめ細やかな周知を行う。

『今年の回答』

ご質問の人数については、日本人の雇用機会の喪失及び処遇の低下等を防ぐ観点並びに外国人の安定的かつ円滑な在留活動を可能とする観点から、分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数の上限として示されたものであり、目標値では

ありません。

一方、国内、海外の行動制限等により、特定技能試験や日本語試験が一部中止となったこと、外食業、宿泊業等の一部の産業分野において雇用の需要が急激に冷え込んだこと、外国人が予定どおり来日できないことなど、複合的な要素が重なって特定技能外国人の受入れに一定の影響が出ているものと理解しています。法務省としては、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えつつ、引き続き、試験実施国の拡大の推進や送出国に対する送出手続の整備に向けた働きかけ、各分野の実情を踏まえたマッチング支援の推進などを行ってまいります。

また、特定技能制度において以前から在留諸申請に求められる書類が多岐にわたり、複雑だところのご意見をいただいていたところ、本年2月19日、必要書類の簡素化、一定の要件に基づく提出書類の省略など新たな取扱いを公表しているところ、今後も特定技能制度が深刻な人手不足の解消策として活用いただける制度となるよう、関係省庁と連携し、力を尽くしてまいります。

③原則家族帯同を認めない「特定技能1号」の在留資格者同士の間、日本で子どもが生まれた場合、「出生から60日を超えて、「特定技能1号」の家族として本邦での在留を希望する者については、「特定活動」の在留資格取得許可申請を案内する。」と昨年回答しています。2019年および2020年中に、上記の「特定活動」の在留資格を取得した子どもは何件ありましたか。

『昨年の回答』

出生から60日を超えて、「特定技能1号」の家族として本邦での在留を希望する者については、「特定活動」の在留資格取得許可申請を案内する。

一般論としてだが、特定技能外国人を含む外国人についても、日本人と同様に労働関係法令が適用されると承知している。特定技能外国人が産休や育休を取得することで、入管法令上問題となることはない。尚、これら労働関係法令の適用の詳細については、所掌する都道府県労働局へ問い合わせを。

『今年の回答』

お尋ねの件数については、統計を作成していないため、お答えすることは困難です。

## 2 「登録支援機関」について

2020年12月末現在の福岡入管における登録支援機関の登録数と、その内訳（監理団体、人材派遣会社、行政書士（法人を含む）、弁護士（法人を含む）等）を教えてください。

『昨年の回答』

当局が申請を受け付けて登録された数は、254件（那覇支局を除く）。こたえられる範囲でこたえらると、会社はその半数を占め、次いで事業協同組合が89件約35%、行政書士（法人

も含む) 20 件約 8 %。登録支援機関は法務省ホームページで掲載している。

『今年のお答』

那覇支局を除き、当局が申請を受け付けて登録した件数は 438 件です。内訳を集計したところ、最も多くの割合を占めているのは株式会社の 185 件(約 42%)、次いで事業協同組合が 136 件(約 31%)です。行政書士(法人を含む)は 27 件(約 6%)、弁護士(法人を含む)は 0 件です。

なお、登録支援機関登録簿をホームページ上に掲載しておりますのでご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00205.html](http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html)

### 3 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について

①「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では、「労働環境、医療、教育、住宅等生活の様々な場面に関する 172 の施策が盛り込まれている」との昨年のお答でしたが、福岡入管が、このうち具体的に取り組んでいる施策について教えてください。

『昨年のお答』

2018 年 12 月に関係閣僚会議で策定された総合的対応策。日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため外国人材の受け入れ共生に関する目指すべき方向性を示すもの。昨年 12 月にこの総合的対応策の内容を一層充実させるための改定を行った。改訂された総合的対応策には、労働環境、医療、教育、住宅等生活の様々な場面に関する 172 の施策が盛り込まれている。この総合的対応策に基づき都道府県等と連携し、外国人材の円滑かつ適正な受け入れの促進、共生社会実現のための受け入れ環境整備等に取り組んでいる。

『今年のお答』

令和 2 年 7 月 14 日に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において改訂された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和 2 年度改訂)」(以下「総合的対応策」という。)には、191 の施策が盛り込まれています。このうち、入管庁が関わる主な取組として、外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への財政的支援、受入環境調整担当官等の地方出入国在留管理局職員を派遣し、相談対応や研修を実施し、情報提供を行うこと等を通じた地方公共団体等との連携・協力、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報を集約した「生活・就労ガイドブック」の作成、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定があります。

当局においても、新型コロナウイルスに係る情報が多くあり、出入国の取扱い等の案内が難しいという声が聞かれるため、地方公共団体や一元的相談窓口等を訪問し、職員や相談員等に対して、出入国及び在留支援等の正確な取扱いや情報の案内を行っています。また、各地方公共団体の取組等を把握し、状況に応じて他の地方公共団体や相談窓口の取組等の参考になる情報等も提供しているほか、関係機関との関係を構築するために、意見交換等



機関 13 機関)  
類型別では、  
二重契約 1 件  
名義貸し 4 件  
賃金等の不払 8 件  
労働関係法令違反 3 件  
技能実習計画との齟齬 4 件  
不正行為の報告・監査、相談体制構築等の不履行（監理団体） 2 件  
（1 機関に対して複数の類型で不正行為認定を行っている場合があるため、合計数は上記と一致しない。）

\* 全国の統計 2020 年統計 15 機関（企業単独型 0 機関 団体管理型 15 機関）  
団体管理型 15 機関（監理団体 3 機関、実習実施機関 10 機関、その他 2 機関）

\* 福岡局管内の統計 企業単独型 0 機関、団体管理型 6 機関（監理団体 2 機関、実習実施機関 2 機関、その他 2 機関）

類型別では  
実習継続不可能時の報告不履行（監理団体） 1 件  
賃金等の不払 1 件、技能実習計画との齟齬 1 件  
不正行為の報告・監査、相談体制構築等の不履行（監理団体） 4 件  
偽変造文書等の行使・提供 1 件

2 2019 年及び 2020 年中に、全国及び福岡局管内の技能実習生で、死亡した者の数とその要因（自殺、労災等）、また失踪した者、途中帰国した者の数をそれぞれ教えてください。

『昨年の回答』

全国及び福岡局管内で死亡した技能実習生及び途中帰国した技能実習生にかかる統計は作成していない。

失踪した技能実習生にかかる地方局別の統計は作成していない。

失踪した技能実習生 \* 全国 2018 年 9,052 名  
2019 年上半期 4,499 名 下半期 集計中

『今年の回答』

全国及び福岡局管内で死亡した技能実習生及び途中帰国した技能実習生にかかる統計は作成していない。

失踪した技能実習生にかかる地方局別の統計は作成していない。

失踪した技能実習生 \* 全国 2019 年 8,796 名



2020 年上半期 3,253 名 下半期 集計中

失踪者数の推移については、以下の資料を参照願います。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001335866.pdf> (42 ページを参照)

3 昨年の当会で「2018 年より 2019 年は失踪者数がより増加しているような報道もなされていますが、その要因をどのように考えていますか」という質問に、「昨年 11 月には法務大臣が上記改善方策を拡充すべく、失踪技能実習生減少のための施策として、失踪者を出した送出し機関、監理団体、実習実施者に対して帰責性等を踏まえて、技能実習生の新規受け入れを停止する措置や失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表等の新たな施策を発表しており」と回答されました。新たな施策に基づき、新規受け入れ停止措置、企業の刑事告発及び公表された件数は、実習実施者と監理団体別にそれぞれ何件ありましたか。

『昨年の回答』

平成 31 年 3 月 29 日に公表された「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」による、「技能実習生の失踪事案及び死亡事案にかかる調査、検討結果報告書」では、入管当局における過去の失踪技能実習生からの失踪原因にかかる聴取内容が不十分であったこと等の調査結果を踏まえ、聴取方法の見直しや失踪事案に対する初動対応の強化等の改善方策が報告された。これを受けて、失踪技能実習生から慎重に失踪理由等の聴取を行っており、聴取の結果、賃金不払いや人権侵害等の不正行為の疑いが認められた事案については速やかに実地調査を行うほか、各地方出入国在留管理局、労働局または外国人技能実習機構への情報提供を行う等、受け入れ機関の不正行為に係る措置を検討する等している。また昨年 11 月には法務大臣が上記改善方策を拡充すべく、失踪技能実習生減少のための施策として、失踪者を出した送出し機関、監理団体、実習実施者に対して帰責性等を踏まえて、技能実習生の新規受け入れを停止する措置や失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表等の新たな施策を発表しており、これらの施策について外国人技能実習機構等関係機関との連携の下、取り組みを進めているところ。上記、調査検討結果報告書において新制度下で受け入れた技能実習生の失踪状況について、失踪率からみると旧制度よりも減少したという状況が報告されているなかで、現状において失踪の要因として技能実習生の新規入国者数の増加や技能実習生の経済的事情のみならず、依然として受入れ機関等における受入れ状況の問題が存在していると認識している。

『今年のお返』

当該施策に基づき、これまでに

新規受け入れ停止措置をした件数	全国 0 件、当局 0 件
企業の刑事告発をした件数	全国 0 件、当局 0 件
告発事実の公表をした件数	全国 0 件、当局 0 件

4 昨年の意見交換会の質疑のなかで、技能実習を中断して途中帰国する技能実習生に対して、空港などで技能実習生の意思に基づかない強制帰国の有無を入管職員が確認し、帰国させず保護した事例が複数あるといわれました。2019年及び2020年中に、そのような事例は何件ありましたか。また、保護の後にどのような取扱いになりますか。

『今年のお返事』

お尋ねの件数について、当局管内における統計は作成しておりませんが、全国の状況については以下のとおりです。

・2019年に技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、約18,600件（概数）であり、このうち申告件数は、12件です。

上記12件の技能実習生に対する措置は、出国取りやめが3件、みなし再入国許可による出国が1件、再入国許可による出国が1件、単純出国が7件です。

・2020年に技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、約11,000件（概数）であり、このうち申告件数は1件で、みなし再入国許可により出国しています。

当該技能実習生を当局が保護することはありませんが、Iの2でもお答えしたとおり、当該技能実習生に技能実習継続の意思があれば、監理団体や実習実施者に転籍などの適切な対応を取るよう指導しており、また、外国人技能実習機構には情報提供を行っています。そのうえで、当該技能実習生が実習再開までに時間を要する場合には、必要に応じて「特定活動」等の在留資格への変更を認めています。

5 地方労働局と福岡入管の間には相互通報制度がありますが、技能実習生につき、2020年中に福岡入管から労働局に通報した件数、労働局から福岡入管に通報を受けた件数、および通報を受けて不正認定した件数を教えてください。

『今年のお返事』

\*2019年 福岡入管から各労働局に通報 112件  
労働局から福岡入管に通報 37件  
不正行為認定についての統計はない。

『今年のお返事』

\*2020年 福岡入管から各労働局に通報 1件  
労働局から福岡入管に通報 48件  
当局において通報を受けたもののうち、不正行為認定についての統計はない。

6 2019年及び2020年中の福岡局管内の技能実習生の総数と各県別の数を教えてください。

『今年のお返事』

\*2018年12月末の九州内の技能実習生数

<b>全国計</b>	<b>328,360名</b>	<b>福岡局計</b>	<b>35,694名</b>			
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
11,324名	2,636名	2,879名	7,232名	3,641名	3,147名	4,835名

\*2019年6月末

<b>全国計</b>	<b>367,709名</b>	<b>福岡局計</b>	<b>39,813名</b>			
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
12,825名	2,910名	2,858名	8,126名	3,928名	3,542名	5,624名

\*2019年末は集計中。

『今年のお返』

\*2019年12月末の九州内の技能実習生数

<b>全国計</b>	<b>410,972名</b>	<b>福岡局計</b>	<b>44,997名</b>			
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
14,485名	3,370名	3,226名	9,167名	4,492名	4,042名	6,215名

\*2020年6月末

<b>全国計</b>	<b>402,422名</b>	<b>福岡局計</b>	<b>44,279名</b>			
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
14,354名	3,190名	3,187名	8,834名	4,481名	3,985名	6,248名

\*2020年末は集計中。

詳細は以下の統計をそれぞれ参照願います。

2019年12月末現在の「都道府県別在留資格別在留外国人」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031964920&fileKind=0>

2020年6月末現在の「都道府県別在留資格別在留外国人」

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032030596&fileKind=0>

7 2016年改定入管法22条の4の第1項の第5号「・・・当該在留資格に係る活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合」の規定により、2020年中に福岡局管内で在留資格を取り消された件数を在留資格別に教えてください。

『去年のお返』\*2018年 1件 (那覇は含まず)

\*2019年 集計中

\*在留資格別の統計はない。

『今年のお返』\*2019年 2件

\*2020年 集計中

\*在留資格別の公表はしていない。詳細については、IIの7に記載の公表

資料から確認願います。

#### V 新型コロナウイルス感染対策について

1 貴局施設における新型コロナウイルス感染防止の考えと具体策を教えてください。

『今年のお答』

入管施設感染防止タスクフォースにおいて昨年4月30日に策定（令和3年2月24日改訂）された「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、感染防止対策を更に強化しています。それ以前からも、職員のマスク着用や消毒液の利用、手洗いうがいの励行のほか、全職員について、各自常に健康状態の確認を行い、体調不良の場合は直ちに申し出させるとともに自宅待機させ、感染が疑われる場合には速やかに保健所等の指示を仰ぐよう指示しています。また、一般の受付の窓口や事務室等で来庁者と会話をする場合には、ビニールシート又はアクリル板等を設置して、飛沫による感染を防止しているほか、来庁者との手続が終了するごとに職員が自身の手指の消毒を行うなどの感染防止に努めています。その他、職員は頻繁に執務室内を換気し、また、密集状態をつくらないように業務に当たっている他、執務室の消毒を1日に数回行っています。

収容施設においても、同マニュアルに基づき、感染症対策を強化しており、被収容者のマスク着用や消毒液の利用、手洗いうがいの励行のほか、健康状態の確認を行い、体調不良の場合は直ちに申し出させることとしています。また、各施設を管轄する保険所や最寄りの感染症指定医療機関との間で、日頃から連絡を密にしておくとともに、被収容者に感染者が発生した場合の対応等について、あらかじめ可能な限り調整を行っています。

2 2020年3月以降12月末までに仮放免許可を受けた者は何名ですか。そのうち新型コロナウイルスの感染対策として考慮したのは何名ですか。

『今年のお答』

仮放免許可 81人〈速報値〉

新型コロナウイルス感染症対策として仮放免を許可した件数は集計していませんが、2020年に仮放免許可した件数は、81人（速報値）です。

3 貴局の被収容者、職員で新型コロナウイルスの感染者は、これまでいましたか。また、貴局の被収容者、職員が新型コロナウイルスに感染したときは、どのように対処されますか。また被収容者の陽性判明者に対する、氏名や国籍など個人情報の公表はどの程度行われますか。

『今年のお答』

3月3日現在、当局職員及び被収容者に新型コロナウイルスの感染者は確認されていません。感染が確認された場合には、「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき初期対応を行うほか、保健所の指導を受け適切に対応することとしています。陽性が判明した被収容者に係る個人情報（氏名や国籍等）について、公表の予定はありません。

## VI 統計数値について

### 1 出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数と認定件数について

①出国命令制度により出国した外国人は、2020年中に何名ですか。またそのうち未成年は何名ですか。

『昨年の回答』\*2019年 非公表

『今年の実答』

（出国命令により出国した外国人の人数ではなく）出国命令書を交付した人数は、以下のとおりです。

2019年 95人          2020年 集計中

なお、2019年の出国命令書交付数は、以下の統計の「出国命令交付」欄を参照願います。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031961950&fileKind=0>

※年代別については公表されていません。

②在留資格取消がなされた外国人は、2020年中は何名ですか。その在留資格別内訳を教えてください。

『昨年の回答』\*2018年 28名

\*2019年 集計中

『今年の実答』\*2019年 42名

\*2020年 集計中

詳細はⅡの7に記載の公表資料を参照願います。

なお、各官署の在留資格別内訳については、公表していません。（全国の在留資格別内訳は上記資料を参照願います。）

③難民認定申請件数及び難民認定件数は、2020年中は何件でしたか。申請の国別内訳（上位5位）と、うち弁護士が付き添ったのは何件ですか。また福岡空港の入国審査の際の「難民である」との申告の件数と、トランジット扱いの外国人による「難民である」との申告の件数は何件でしたか。

『昨年の回答』

\*2019年 難民認定申請数等の広報資料は本庁で集計中。公表の時期は例年3月頃を予定。

『今年のお返事』

2020 年の難民認定申請者数等に関する統計は、現在、本庁において集計中であるところ、2019 年に関して言えば、福岡局管内における難民認定申請者数は 49 人、難民と認定した者はいません。申請者の国籍は、スリランカ 16 人、パキスタン 5 人、ペルー 4 人、イラン 3 人、ネパール 3 人などとなっています。

なお、お尋ねの難民認定申請の「うち弁護士が付き添った」件数、「福岡空港の入国審査の際の「難民である」との申告の件数」及び「トランジット扱いの外国人による「難民である」との申告の件数」に係る統計はありません。

2 個人識別情報の提供義務化について

上陸審査時における外国人の指紋や顔写真などの個人識別情報の提供義務化により 2019 年及び 2020 年中に福岡局管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者、退去強制の手続きをとった者の人数を教えてください。

『去年のお返事』

全国において退去を命ぜられた者	2018 年 1,255 名	2019 年上半期 1,412 名
全国において退去強制の手続きを取った者	2018 年 7 名	2019 年上半期 2 名

福岡局の数は公表していません。

『今年のお返事』

全国において退去を命ぜられた者	2019 年 1,412 名	2020 年 集計中
全国において退去強制の手続きを執った者	2019 年 2 名	2020 年 集計中

国籍別等の詳細は、以下を参照してください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001335868.pdf> (194 ページ)

なお、4 大空港以外はその他に含まれており、その他に空海港別の人数は公表していません。

3 住所以外の各種届出について

2019 年及び 2020 年中に、在留カードの住所地以外の記載事項変更の届出(入管法 19 条の 10) は、何件ありましたか。

『去年のお返事』

*2018 年	全国 4,713 件、うち福岡局管内（那覇支局含む）199 件
*2019 年	集計中

『今年のお返事』

*2019 年	全国 5,258 件、うち福岡局管内（那覇支局含む）214 件
*2020 年	集計中

詳細は以下の公表資料を参照願います。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031961945&fileKind=0>

#### 4 福岡局管内での在留特別許可の運用の現状について

##### ①在留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』 \* 2018年 22件 (確定値)      2019年 35件 (速報値)

『今年の回答』 \* 2019年 35件                      2020年 63件 (速報値)

なお、2019年の在留特別許可件数は、以下の統計の「在留特別許可」欄を参照願います。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031961950&fileKind=0>

##### ②福岡局管内で収容中に、60日以内に在留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』 \* 非公表

『今年の回答』 ご質問の内容に係る統計資料はありません。

##### ③1年以上の懲役または禁固刑の有罪判決（執行猶予付き判決も含む）を受けるなど上陸拒否事由者に該当するケースで、退去強制されずに在留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』 \* 非公表

『今年の回答』 ご質問の内容に係る統計資料はありません。

#### 5 福岡局管内での上陸特別許可の運用の現状について

##### ①上陸特別許可の件数

『昨年の回答』 \* 非公表

『今年の回答』

各官署別の上陸特別許可件数に係る統計資料はありません。

参考として、全国の国籍別上陸特別許可件数は以下のとおりです。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031961935&fileKind=0>

##### ②退去強制された外国人で上陸特別許可が認められた者のうち事前審査した在留資格認定申請者のうち入管法第5条該当者で上陸許可された数は何名ですか。

『昨年の回答』 \* 2018年 1名 (確定値)      2019年 8名 (速報値)

『今年の回答』 \* 2019年 8名 (確定値)      2020年 5名 (速報値)

6 福岡局管内の上陸拒否者について

福岡局管内の空港や港で、来日しながらも上陸拒否された外国人は何名ですか。その主な国籍別の内訳を明らかにしてください。

『昨年の回答』 \* 非公表

『今年の場合』

福岡空港における上陸拒否の件数は、以下のとおりです。

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri08\\_00058.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri08_00058.html)

※他の管内地方空港・港については、「その他」として計上されています。

7 福岡局管内の非正規滞在者の摘発件数と人数を教えてください。

『昨年の回答』 \* 2019年 摘発件数 148件 摘発人数 148人 (いずれも概数)

『今年の場合』 \* 2020年 摘発件数 37件 摘発人数 72人

8 福岡局管内の退去強制処分について

①福岡局管内で退去強制された者の総数及び内訳を教えてください。

『昨年の回答』

退去強制者の総数

2018年(確定値)	374件	2019年(概数値)	358件
(内訳)		(内訳)	
不法残留	298件	不法残留	272件
不法入国	5件	不法入国	5件
不法上陸	4件	不法上陸	5件
資格外活動	43件	資格外活動	57件
刑罰法令違反等	6件	刑罰法令違反等	7件
その他	18件	その他	12件

『今年の場合』

退去強制者の総数

2019年(確定値)	358件	2020年(速報値)	291件
(内訳)		(内訳)	
不法残留	272件	不法残留	229件
不法入国	5件	不法入国	0件
不法上陸	5件	不法上陸	2件
資格外活動	57件	資格外活動	27件



刑罰法令違反等	7件	刑罰法令違反等	17件
その他	12件	その他	16件

②入管法違反の受理件数のうち本人の自主申告者数は何名ですか。

『昨年の回答』\*2019年 114名(概数)

『今年の回答』\*2020年 108名(速報値)

③退去強制者のうち 福岡入管より警察・検察に告発した人数と、告発理由別内訳を教えてください。

『昨年の回答』2019年 0名

『今年の回答』2020年 0名

④2019年及び2020年中に、福岡局管内の収容施設から退去強制された被収容者のうち、自費出国者は何名でしたか。また、国費送還者と、そのうち送還忌避者は、何名でしたか。

『昨年の回答』

\*2018年 自費出国 252名 国費送還者 6名 うち送還忌避者 0名

\*2019年 自費出国 209名 国費送還者 6名 うち送還忌避者 1名

『今年の回答』

\*2019年 自費出国 209名 国費送還者 6名 うち送還忌避者 1名

\*2020年 自費出国 44名 国費送還者 3名 うち送還忌避者 0名(速報値)

## 9 被仮放免者の居住地自治体への通知等について

①2019年末及び2020年末における福岡局管内の被仮放免者は何名ですか。男女別にお答えいただきたい。

『昨年の回答』

\*2018年末 3名(男性のみ)

\*2019年末 11名(男性8名、3名)

『今年の回答』

\*2019年末 11名(男性8名、女性3名)

\*2020年末 40名(男性36名、女性4名)(速報値)

2019年末における仮放免人員の詳細は以下の公表資料を参照願います。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031961952&fileKind=0>

②前項の被仮放免者につき、翌月に福岡入管から自治体に通知したのは何名か。男女別に

お答えいただきたい。

『昨年の回答』

\*2018 年末 2 名（男性のみ） ※2018 年に集計漏れがあり、昨年の数値を改める。

\*2019 年末 8 名（男性 6 名、女性 2 名）

『今年の回答』

\*2019 年末 8 名（男性 6 名、女性 2 名）

\*2020 年末 11 名（男性 7 名、女性 4 名）（速報値）

## 10 福岡局管内の収容施設について

① 2020 年中の福岡入管の収容定員、平均収容期間、最長収容期間について教えてください。

『昨年の回答』 \*2019 年 36 名 平均収容期間 5 日 最長収容期間 86 日

『今年の回答』 \*2020 年 36 名 平均収容期間 8.9 日 最長収容期間 40 日

②2019 年及び 2020 年中に福岡局管内の収容施設において、収容中に自殺及び自傷行為をした人は何名いましたか。また収容中のトラブルから警察に逮捕されたケースはありましたか。

『昨年の回答』

2018 年 自損行為 0 名 自殺 0 名 警察逮捕 0 名

2019 年 自損行為 0 名 自殺 0 名 警察逮捕 0 名

『今年の回答』

2019 年 自損行為 0 名 自殺 0 名 警察逮捕 0 名

2020 年 自損行為 0 名 自殺 0 名 警察逮捕 0 名

③2019 年及び 2020 年中に他のセンター・局等へ移送された女性は何名いましたか。

『昨年の回答』 \*2018 年 3 名 2019 年 0 名

『今年の回答』 \*2019 年 0 名 2020 年 5 名

## 11 福岡入管の職員体制について

①2020 年度福岡入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門のたまかな定員数を教えてください。また前年度に比べてどの分野にどのぐらい増減員がなされましたか。

『昨年の回答』

職員数 645 名

福岡本局 145 名（就労永住審査部門、留学研修審査部門、審判部門の計 89 名 警備部門 38 名 その他 18 名）

2019 年度の管内定員は、前年度比 97 名増（主には出入国審査、特定技能制度の導入による）

『今年の場合』

職員数 727 名

就労・永住審査部門、留学・研修審査部門及び審判部門に合計約 100 名、警備部門には約 50 名の人員を配置。

2020 年度の管内定員は、前年度比 82 名増（主には出入国審査業務の充実強化と外国人材受入れに伴う在留管理・支援体制の充実強化等による）（※那覇支局も含む）

②2019 年度及び 2020 年度の福岡入管職員の月の平均残業時間を教えてください。

『昨年の場合』 2018 年度及び 2019 年度

職員の勤務部署や勤務体系、業務上の閑散期繁忙期等の様々な状況があり、一概に答えるのは困難で回答は控える。

『今年の場合』

職員の勤務部署や勤務体系、業務上の閑散期、繁忙期等の様々な状況があり、一概にお答えすることが困難なため、回答を控えさせていただきます。